



発行 新潟県

第28号

令和3年4月9日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 目 次

## 規 則

37 新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則（感染症対策・薬務課）

## 告 示

442 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める旨の告示の一部改正する告示（税務課）

443 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）

444 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）

445 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）

446 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）

447 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）

448 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）

449 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）

450 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）

451 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）

452 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）

453 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）

454 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）

455 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）

456 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）

457 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）

458 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）

459 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）

460 土地改良事業の工事完了届（農地建設課）

461 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）

462 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）

463 基本測量の実施通知（監理課）

464 公共測量の終了通知（監理課）

465 公共測量の終了通知（監理課）

466 基本測量の終了通知（監理課）

467 公共測量の終了通知（監理課）

468 公共測量の終了通知（監理課）

469 公共測量の終了通知（監理課）

470 公共測量の終了通知（監理課）

471 公共測量の終了通知（監理課）

472 公共測量の終了通知（監理課）

473 公共測量の終了通知（監理課）

## 公 告

指定希少野生動植物案の縦覧（環境企画課）

大規模小売店舗の新設（地域産業振興課）

企業局管理規程

10 新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程（企業局総務課）

正 誤

令和3年3月30日付け県報号外1条例第6号中（法務文書課）

規 則

新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月9日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第37号

新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

第1条 新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則（平成2年新潟県規則第85号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(費用の徴収)  <b>第17条</b> (略)                      2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。                      (1)・(2) (略)                      (3) 措置入院者、その配偶者又は措置入院者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹が<u>地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下この号において「令和2年改正前の地方税法」という。）第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。</u>                      ア <u>令和2年改正前の地方税法第295条第1項（同項第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。</u>                      イ アに該当しない者である場合は、<u>令和2年改正前の地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に令和2年改正前の地方税法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。</u>                      3・4 (略)</p>	<p>(費用の徴収)  <b>第17条</b> (略)                      2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。                      (1)・(2) (略)                      (3) 措置入院者、その配偶者又は措置入院者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。                      ア 地方税法第295条第1項（同項第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。                      イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。                      3・4 (略)</p>

第2条 新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(費用の徴収)  <b>第17条</b> (略)</p>	<p>(費用の徴収)  <b>第17条</b> (略)</p>

<p>2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>措置入院者、その配偶者又は措置入院者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹が地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下この号において「令和2年改正前の地方税法」という。）第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。</u></p> <p><u>ア 令和2年改正前の地方税法第295条第1項（同項第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。</u></p> <p><u>イ アに該当しない者である場合は、令和2年改正前の地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に令和2年改正前の地方税法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。</u></p> <p>3・4 (略)</p>
--	--

## 附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年7月1日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第442号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める旨の告示（平成27年12月25日新潟県告示第1547号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月9日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後			改正前		
別表			別表		
第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
(略)			(略)		
規則第6条第1項第3号	(略)	本人の署名及び代理人の個人識別事項の記載があるもの(税理士法(昭和26年法律第237号)第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。)	規則第6条第1項第3号	(略)	本人の署名及び押印並びに代理人の個人識別事項の記載及び押印があるもの(税理士法(昭和26年法律第237号)第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。)
		(略)			(略)
(略)			(略)		

◎新潟県告示第443号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定すべき旨の裁定をした。

令和3年4月9日

新潟県知事 花角 英世

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
阿賀野市大字堀越字片田3026番	田	548
阿賀野市大字堀越字片田3038番	田	56
阿賀野市大字堀越字片田3257番	田	842
阿賀野市大字堀越字砂田3285番1	畑	548
阿賀野市大字堀越字砂田3286番	田	46
阿賀野市大字堀越字砂田3415番1	畑	519
阿賀野市大字堀越字砂田3415番子	田	23
阿賀野市大字堀越字砂田3416番1	田	39
阿賀野市大字堀越字砂田3416番2	田	9.91
阿賀野市大字堀越字砂田3429番	畑	109
阿賀野市大字寺社字鴨深甲3042番	田	2,023

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	賃料に相当する補償金の額
水稻、大豆栽培	令和3年6月	5年	214,175円

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人新潟県農林公社 代表理事 池田 紀夫  
〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2

4 農地の所有者等の情報

新潟県報 定期第16号(令和3年2月26日発行)で告示したが、令和3年3月12日までの間に農地の所有者

等からの意見書の提出はなかった。

5 補償金の支払の方法

利用権の始期までに新潟地方法務局新津支局に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者は新潟地方法務局新津支局において、補償金の還付を受けることができる。

7 その他

機構関連事業（農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業）が行われる可能性がある。

◎新潟県告示第444号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和3年4月9日

新潟県知事 花角 英世

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
阿賀野市大字堀越字片田2644番3	畑	638
阿賀野市大字堀越字片田2645番1	畑	826
阿賀野市大字堀越字片田2646番8	畑	109
阿賀野市大字堀越字片田2646番9	畑	72

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	賃料に相当する補償金の額
水稻、大豆栽培	令和3年6月	5年	14,720円

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人新潟県農林公社 代表理事 池田 紀夫  
〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2

4 農地の所有者等の情報

新潟県報 定期第16号（令和3年2月26日発行）で告示したが、令和3年3月12日までの間に農地の所有者等からの意見書の提出はなかった。

5 補償金の支払の方法

利用権の始期までに新潟地方法務局新津支局に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者は新潟地方法務局新津支局において、補償金の還付を受けることができる。

7 その他

機構関連事業（農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業）が行われる可能性がある。

◎新潟県告示第445号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和3年4月9日

新潟県知事 花角 英世

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
阿賀野市大字堀越字市戸3964番	田	1,140
阿賀野市大字堀越字片田3498番1	田	868
阿賀野市大字堀越字片田3499番1	田	580
阿賀野市大字堀越字砂田3287番1	田	1,004
阿賀野市大字堀越字砂田3292番1	畑	50
阿賀野市大字堀越字砂田3410番1	畑	66
阿賀野市大字堀越字砂田3410番3	田	6.55
阿賀野市大字堀越字砂田3411番1	田	0.42

阿賀野市大字堀越字砂田3413番1	畑	52
阿賀野市大字堀越字砂田3413番子	田	16
阿賀野市大字堀越字砂田3414番1	田	376

## 2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	賃料に相当する補償金の額
水稻、大豆栽培	令和3年6月	5年	189,280円

## 3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人新潟県農林公社 代表理事 池田紀夫  
〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2

## 4 農地の所有者等の情報

新潟県報 定期第16号(令和3年2月26日発行)で告示したが、令和3年3月12日までの間に農地の所有者等からの意見書の提出はなかった。

## 5 補償金の支払の方法

利用権の始期までに新潟地方法務局新津支局に補償金を供託する。

## 6 補償金の還付について

農地の所有者は新潟地方法務局新津支局において、補償金の還付を受けることができる。

## 7 その他

機構関連事業(農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業)が行われる可能性がある。

## ◎新潟県告示第446号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定すべき旨の裁定をした。

令和3年4月9日

新潟県知事 花角英世

## 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
妙高市大字十日市字上櫓田450番	田	3,647
妙高市大字十日市字七日市705番	田	1,505

## 2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	賃料に相当する補償金の額
水稻栽培	令和3年6月	5年	283,865円

## 3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人新潟県農林公社 代表理事 池田紀夫  
〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2

## 4 農地の所有者等の情報

新潟県報 定期第16号(令和3年2月26日発行)で告示したが、令和3年3月12日までの間に農地の所有者等からの意見書の提出はなかった。

## 5 補償金の支払の方法

利用権の始期までに新潟地方法務局上越支局に補償金を供託する。

## 6 補償金の還付について

農地の所有者は新潟地方法務局上越支局において、補償金の還付を受けることができる。

## 7 その他

機構関連事業(農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業)が行われる可能性がある。

## ◎新潟県告示第447号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定すべき旨の裁定をした。

令和3年4月9日

新潟県知事 花角英世

## 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
小千谷市大字東吉谷字小柳甲1196番2	田	856
小千谷市大字東吉谷字小柳甲1197番	田	2,078

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	賃料に相当する補償金の額
水稻栽培	令和3年6月	5年	144,435

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人新潟県農林公社 代表理事 池田 紀夫  
〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2

4 農地の所有者等の情報

新潟県報 定期第20号(令和3年3月12日発行)で告示したが、令和3年3月26日までの間に農地の所有者等からの意見書の提出はなかった。

5 補償金の支払の方法

利用権の始期までに新潟地方法務局長岡支局に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者は新潟地方法務局長岡支局において、補償金の還付を受けることができる。

7 その他

機構関連事業(農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業)が行われる可能性がある。

◎新潟県告示第448号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、新発田市の豊浦郷土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和3年4月9日

新潟県新発田地域振興局長

1 就任

理事	新発田市乗廻400番地	長谷川 義明 (理事長)
〃	〃 下中ノ目343番地	小林 隆雄
〃	〃 北叢口583番地	二瓶 幸一
〃	〃 天王1520番地	磯部 昭
〃	〃 荒川5411番地	齋藤 啓一
〃	〃 荒町1479番地	遠藤 敏雄
〃	〃 本田乙1407番地	齋藤 耕一
〃	〃 佐々木1942番地	後藤 和己
〃	〃 北区太田2843番地	本間 藤雄
〃	〃 八幡1472番地	五十嵐 直明
〃	〃 中ノ目新田603番地	伊藤 誠一
監事	新発田市太斉505番地	波多野 智
〃	〃 本田丁801番地	猪股 一直
〃	〃 松岡甲1665番地	阿部 正博

就任年月日 令和3年3月27日

2 退任

理事	新発田市池ノ端1234番地	姉崎 康司 (理事長)
〃	〃 天王1520番地	磯部 昭
〃	〃 荒川5411番地	齋藤 啓一
〃	〃 下中ノ目343番地	小林 隆雄
〃	〃 荒町1479番地	遠藤 敏雄
〃	〃 本田乙1407番地	齋藤 耕一
〃	〃 乗廻400番地	長谷川 義明



〃	〃	北藁口583番地	二瓶 幸一
〃	〃	松岡甲1794番地	田村 耕榮
〃	〃	佐々木1942番地	後藤 和己
〃	〃	北区太田2843番地	本間 藤雄
監事	新発田市浦80番地		五十嵐 勝雄
〃	〃	赤橋275番地	鈴木 一広
〃	〃	本田丁801番地	猪股 一直

退任年月日 令和3年3月26日

---

**◎新潟県告示第449号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、小千谷市の小千谷西南土地改良区の定款の変更を令和3年3月31日認可した。

令和3年4月9日

新潟県長岡地域振興局長

---

**◎新潟県告示第450号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、十日町市の川西土地改良区の定款の変更を令和3年3月30日認可した。

令和3年4月9日

新潟県十日町地域振興局長

---

**◎新潟県告示第451号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、十日町市の中里土地改良区の定款の変更を令和3年3月30日認可した。

令和3年4月9日

新潟県十日町地域振興局長

---

**◎新潟県告示第452号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、新潟市の一部を受益地域とする県営大原地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月9日

新潟県知事 花角 英世

- 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改理事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間  
令和3年4月12日から令和3年5月13日まで
- 縦覧に供する場所  
新潟市西蒲区役所及び南区役所
- その他
  - 審査請求について  
この土地改理事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。  
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。
  - 土地改理事業計画の策定に対する取消しの訴えについて
    - この土地改理事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改理事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改理事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。
    - また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改理事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
    - ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年

を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

#### ◎新潟県告示第453号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、新潟市の一部を受益地域とする県営針ヶ首根地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月9日

新潟県知事 花角英世

1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間  
令和3年4月12日から令和3年5月13日まで

3 縦覧に供する場所  
新潟市西蒲区役所及び南区役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

#### ◎新潟県告示第454号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、燕市の一部を受益地域とする県営富永・吉栄地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月9日

新潟県知事 花角英世

1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間  
令和3年4月12日から令和3年5月13日まで

3 縦覧に供する場所  
燕市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## ◎新潟県告示第455号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営頸城地区農業用排水施設整備(かんがい排水「集積型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月9日

新潟県知事 花角 英世

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

令和3年4月12日から令和3年5月13日まで

## 3 縦覧に供する場所

上越市役所、浦川原区総合事務所及び頸城区総合事務所

## 4 その他

## (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## ◎新潟県告示第456号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営木落地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月9日

新潟県知事 花角 英世

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

令和3年4月12日から令和3年5月13日まで

## 3 縦覧に供する場所

十日町市役所

#### 4 その他

##### (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

##### (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

#### ◎新潟県告示第457号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、佐渡市の一部を受益地域とする県営大和田地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月9日

新潟県知事 花角 英世

##### 1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

##### 2 縦覧に供する期間

令和3年4月12日から令和3年5月13日まで

##### 3 縦覧に供する場所

佐渡市役所

##### 4 その他

##### (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

##### (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

#### ◎新潟県告示第458号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営中鯖石南部地区区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供す

る。

令和3年4月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和3年4月12日から令和3年5月13日まで
- 3 縦覧に供する場所  
柏崎市役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

---

◎新潟県告示第459号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、新発田市及び北蒲原郡聖籠町の一部を受益地域とする県営中曽根地区区画整理(経営体育成基盤整備「農業生産法人等育成型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月9日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和3年4月12日から令和3年5月13日まで
- 3 縦覧に供する場所  
新発田市役所地域整備庁舎及び聖籠町役場
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することはできなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

#### ◎新潟県告示第460号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和3年4月9日

新潟県知事 花 角 英 世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
入山	農用地保全施設整備（ため池等整備「地震対策ため池防災」）（ため池等整備「老朽ため池」）事業	三条市	令和3年3月24日

#### ◎新潟県告示第461号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和3年4月9日

新潟県知事 花 角 英 世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
大江	農業用排水施設整備（かんがい排水「一般型」）事業	長岡市、見附市	令和3年3月23日

#### ◎新潟県告示第462号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和3年4月9日

新潟県知事 花 角 英 世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
山室地区	区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業	柏崎市	令和3年3月25日

#### ◎新潟県告示第463号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年4月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 基本測量（オルソ作成）
- 2 作業期間 令和3年4月26日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域 長岡市、柏崎市、小千谷市、出雲崎町、刈羽村

#### ◎新潟県告示第464号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年4月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（R2新潟西道路用地調査等業務）
- 2 作業期間 令和2年10月14日から令和3年2月1日まで

3 作業地域 新潟市西区明田～保古野木 地内

---

◎新潟県告示第465号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県新潟地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年4月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業 福島地区 確定測量）
  - 2 作業期間 令和2年9月10日から令和3年3月10日まで
  - 3 作業地域 新潟市西蒲区福島ほか 地内
- 

◎新潟県告示第466号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、小千谷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年4月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（小千谷市管内図修正業務）
  - 2 作業期間 令和2年7月9日から令和3年3月5日まで
  - 3 作業地域 小千谷市城内二丁目 地内
- 

◎新潟県告示第467号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年4月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（2級水準測量）
  - 2 作業期間 令和3年1月26日から令和3年3月23日まで
  - 3 作業地域 新潟市（2級水準測量、水準点9－2移設に伴う移設測量）
- 

◎新潟県告示第468号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年4月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（都総第4号 令和2年度 新潟市国土基本図修正業務）
  - 2 作業期間 令和2年8月28日から令和3年3月17日まで
  - 3 作業地域 新潟市秋葉区、南区の一部
- 

◎新潟県告示第469号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県柏崎地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年4月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業高田南部地区 確定測量）
  - 2 作業期間 令和2年10月1日から令和3年3月1日まで
  - 3 作業地域 柏崎市大字新道、南下及び堀 ほか 地内
- 

◎新潟県告示第470号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県長岡地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

---

令和3年4月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(農地環境整備事業 山本地区 確定測量)
- 2 作業期間 令和2年8月17日から令和3年3月5日まで
- 3 作業地域 小千谷市山本 地内

◎新潟県告示第471号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年4月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(三次元点群測量)
- 2 作業期間 令和2年7月20日から令和2年12月4日まで
- 3 作業地域 南蒲原郡田上町横場新田地区

◎新潟県告示第472号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年4月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(航空レーザ測量)
- 2 作業期間 令和2年8月26日から令和3年3月10日まで
- 3 作業地域 南魚沼市 ほか

◎新潟県告示第473号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、燕市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年4月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(地形測量)
- 2 作業期間 令和2年6月1日から令和3年3月12日まで
- 3 作業地域 燕市吉田西太田 他

公 告

**指定希少野生動植物案の縦覧(公告)**

新潟県希少野生動植物保護条例(令和3年新潟県条例第8号)第10条第1項の規定による指定希少野生動植物の指定をしたいので、同条第3項により、次のとおり公告し、当該指定の案を縦覧に供する。

なお、同条第4項の規定により、当該指定の案に係る利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、新潟県知事に指定の案についての意見書を提出することができる。

令和3年4月9日

新潟県知事 花角 英世

1 指定の案

名称	指定の理由
ハクバサンショウウオ (サンショウウオ科)	県内における生息地が上越地域に限定されており、環境悪化により生息数が減少しているとともに、隣接県の捕獲規制により当県での捕獲圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。



オオモノサシトンボ (モノサシトンボ科)	県内における生息地が下越地域に限定されており、環境悪化により生息数が減少しているとともに、隣接県の捕獲規制により当県での捕獲圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
チャマダラセセリ (セセリチョウ科)	環境悪化により生息数が減少しているとともに、隣接県の捕獲規制により当県での捕獲圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
クモツマキチョウ (シロチョウ科)	県内における生息地が上越地域に限定されており、環境悪化により生息数が減少しているとともに、隣接県の捕獲規制により当県での捕獲圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ゴマシジミ (シジミチョウ科)	環境悪化により生息数が減少しているとともに、隣接県の捕獲規制により当県での捕獲圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
オキナグサ (キンポウゲ科)	生育数が減少傾向にあり、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ツクモグサ (キンポウゲ科)	県内における生育地が上越地域に限定されており、生育数が減少傾向にあるとともに、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ベニバナヤマシャクヤク (ボタン科)	県内における生育地が上越・佐渡地域に限定されており、生育数が減少傾向にあるとともに、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
サルメンエビネ (ラン科)	園芸目的の採取や生息地である森林環境の変化により生育数が減少しているとともに、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ユウシュンラン (ラン科)	園芸目的の採取や生息地である森林環境の変化により生育数が減少しているとともに、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
コアツモリソウ (ラン科)	園芸目的の採取や生息地である森林環境の変化により生育数が減少しているとともに、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
キバナノアツモリソウ (ラン科)	園芸目的の採取や生息地である森林環境の変化により生育数が減少しているとともに、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
クマガイソウ (ラン科)	園芸目的の採取や生息地である森林環境の変化により生育数が減少しているとともに、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
サギソウ (ラン科)	園芸目的の採取や生息地である湿地の環境の変化により生育数が減少しているとともに、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ムカゴソウ	園芸目的の採取や生息地である湿地の環境の変化により生育数が減

(ラン科)	少しているとともに、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
トキソウ (ラン科)	園芸目的の採取や生息地である湿地の環境の変化により生育数が減少しているとともに、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。

- 2 意見書の提出先その他の意見書の提出に必要な事項
- (1) 提出先 新潟県県民生活・環境部環境企画課自然保護係  
〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1  
電子メール ngt030150@pref.niigata.lg.jp
  - (2) 提出期限 令和3年4月23日
  - (3) 提出方法 持参又は郵送、電子メール（郵送及び電子メールの場合は、提出期限の日までに必着のこと。）
  - (4) 提出様式 指定希少野生動植物の指定の案についての意見書(新潟県希少野生動植物保護条例施行規則(令和3年新潟県規則第28号)別記第1号様式)に指定の案に係る利害関係を有することを疎明する書面を添えて提出すること。

**大規模小売店舗の新設について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和3年4月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 燕ショッピングセンター  
所在地 燕市大曲字曾根515 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者
    - ・氏名又は名称 株式会社ウオロク  
法人代表者氏名 代表取締役 本多 伸一  
住所 新潟市中央区鏡二丁目14番13号
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
    - ・氏名又は名称 株式会社ウオロク  
法人代表者氏名 代表取締役 本多 伸一  
住所 新潟市中央区鏡二丁目14番13号
    - ・他1者
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
令和3年11月26日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計  
計2,863平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・収容台数 計211台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・収容台数 計70台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり

- ・面積 計138.0平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
  - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
  - ・容量 計31.05立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - ・株式会社ウオロク 他1者
    - 午前9時00分から午後10時00分
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
    - ・駐車場1
    - 午前8時30分から午後10時30分
    - ・駐車場2
    - 午前8時30分から午後8時30分
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - ・出入口の数 6箇所
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
    - ・荷さばき施設1、3
    - 午前6時00分から午後9時00分
    - ・荷さばき施設2
    - 午前4時00分から午前6時00分
- 7 届出年月日  
令和3年3月25日
- 8 縦覧場所  
新潟県産業労働部地域産業振興課  
(なお、燕市産業振興部商工振興課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間  
令和3年4月9日から令和3年8月9日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
地域産業振興課 小規模企業支援係  
電 話 025-280-5235  
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第10号

新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年4月9日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局企業職員勤務規程（平成7年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動後号等」という。）に対応する同表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動号等」という。）が存在する場合には当該移動号等を当該移動後号等とし、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には当該移動後号等（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(特別休暇)	(特別休暇)
<p><b>第17条</b> 特別休暇は、職員が次の各号に掲げる事由により勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 職員が次に掲げる看護、介助又は養育を行う場合 <u>一の年において8日(満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子及び届出をしないが職員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子を含む。))が2人以上の場合にあつては、12日)</u>を超えない範囲内で必要と認められる時間又は期間</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子及び届出をしないが職員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子を含む。以下この号において同じ。))</u>が疾病の予防を図るために必要なものとして企業局長が別に定めるその子の介助を行う場合で、他に介助を行う者がいないときにおける当該介助</p> <p>ウ <u>満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が在籍する学校等の全部若しくは一部の休業が行われた場合(他に養育を行う者がいないときに限る。))又は当該学校等が実施する行事へ参加する場合における養育</u></p> <p>(11)～(17) (略)</p> <p>(18) <u>職員が不妊治療を受ける場合 一の年において6日を超えない範囲内で必要と認められる時間又は期間</u></p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) (略)</p> <p>(21) (略)</p> <p>(22) (略)</p>	<p><b>第17条</b> 特別休暇は、職員が次の各号に掲げる事由により勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 職員が次に掲げる看護又は介助を行う場合 <u>一の年において7日(中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子及び届出をしないが職員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子を含む。))が2人以上の場合にあつては、10日)</u>を超えない範囲内で必要と認められる時間又は期間</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子及び届出をしないが職員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子を含む。))</u>が疾病の予防を図るために必要なものとして企業局長が別に定めるその子の介助を行う場合で、他に介助を行う者がいないときにおける、<u>当該介助</u></p> <p>(11)～(17) (略)</p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) (略)</p> <p>(21) (略)</p>

<p>(23) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第4号、第8号から第10号まで、<u>第18号、第21号又は第23号</u>の休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。</p>	<p>(22) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第4号、第8号から第10号まで、<u>第20号又は第22号</u>の休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。</p>
--	---

**附 則**

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

**正 誤**

令和3年3月30日付け新潟県条例第6号(新潟県県税条例及び新潟県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例)26ページの「令和3年法律第 号」は、「令和3年法律第7号」の誤り。